在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令新旧対照条文

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令(平成十一年外務省・自治省令第一号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

	大洋州アジア	地域	別表	
二 日 本 国 総 領	在オーストラリア日本	領事官		改
に限る。) 地域及びオーストラリア連邦(コーマ・モナロ、アンガスが、グレーターヒー・フッガローマ・モナロ、アンガスが、グレーターヒー・ボンバーラ、スノーロボグラー・アング、グレーターと、アンの各郡の区域を除く。こ、カータマンダラ、クロの各郡の区域を除く。こ、カータマンダラ、クロの各郡の区域を除く。	オーストラリア連(略)	管轄		正後
ずの管轄区域を が、フルフ及び在メルボ 「、アッパーラク クィンビアッガ、タン クィンビアッガ、タン クィンビアッガ、タン クィンビアッカーラク ・、アッパーラク カウラ ・、アッパーラク ・、アッパーラク がメラ、ビガバレー ・、アッパーラク ・、アッパーラク ・、アッパーラク ・、アッパーラク ・、アッパーラク ・、アッパーラク ・、カウラ	連邦(在シドニー、在	区域		
	(新設)	地域	別表	
	(新設)	領		
		事官		改
	(新設)	管		正
		轄区		前
		域		

フランス共和国領ワリス・フテュナ諸	
使 フィジー諸島共和国	在フィジー日本国大使
パラオ共和国	在パラオ日本国大使
	日本国大使
アパプアニューギニア独立国	在パプアニューギニア
使 バヌアツ共和国	在バヌアツ日本国大使
ティキの各地区以北の地域に限る。)	
ルアペフ、タウポ、ワカタネ及びオポ	総領事
ニュ	在オークランド日本国
本国総領事の管轄区域を除く。)	本国大使
日ニュージーランド(在オークランド日	在ニュージーランド日
ナウル共和国	在ナウル日本国大使
トンガ王国	在トンガ日本国大使
ツバル	在ツバル日本国大使
使 ソロモン諸島	在ソロモン日本国大使
サモア独立国	在サモア日本国大使
クック諸島	在クック日本国大使
使 キリバス共和国	在キリバス日本国大使
の区域に限る。)	
南オーストラリア州及びタスマニア州	領事
総オーストラリア連邦(ビクトリア州、	在メルボルン日本国総
州の区域に限る。)	領事
総オーストラリア連邦(クインズランド	在ブリスベン日本国総
ア州の区域に限る。)	
事 オーストラリア連邦 (西オーストラリ	在パース日本国総領事
フランス共和国領ニューカレドニア	
ア州の区域に限る。) ア州の区域に限る。)	

										欧州							中南米	北米						
在ドイツ日本国大使	(略)	在ジョージア日本国大	使	在サンマリノ日本国大	(略)	使	在クロアチア日本国大		在キルギス日本国大使	(略)				在レオン日本国総領事		在メキシコ日本国大使	(略)	(略)	大使	在ミクロネシア日本国	使	在マーシャル日本国大		
ドイツ連邦共和国(ベルリン市、ブラ	(略)	ジョージア		サンマリノ共和国	(略)		クロアチア共和国		キルギス共和国	(略)	州及びハリスコ州の区域に限る。)	サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ	ス州、グアナファト州、ケレタロ州、	メキシコ合衆国(アグアスカリエンテ	事の管轄区域を除く。)	メキシコ合衆国(在レオン日本国総領	(略)	(略)		ミクロネシア連邦		マーシャル諸島共和国	英国領ピトケアン島	島
										欧州							中南米	北米						
在ドイツ日本国大使	(略)		使	在サンマリノ日本国大	(略)	使	在クロアチア日本国大	在グルジア日本国大使	在キルギス日本国大使	(略)						在メキシコ日本国大使	(略)	(略)						
ドイツ連邦共和国(在デュッセルドル	(略)			サンマリノ共和国	(略)		クロアチア共和国	グルジア	キルギス共和国	(略)						メキシコ合衆国	(略)	(略)						

	ンの各郡の区域を除く。)、北部特別
	地域及びオーストラリアの属地の区域
	に限る。)
	フランス共和国領ニューカレドニア
在パース日本国総領事	オーストラリア連邦(西オーストラリ
	ア州の区域に限る。)
在ブリスベン日本国総	オーストラリア連邦(クインズランド
領事	州の区域に限る。)
在メルボルン日本国総	オーストラリア連邦(ビクトリア州、
領事	南オーストラリア州及びタスマニア州
	の区域に限る。)
在キリバス日本国大使	キリバス共和国
在クック日本国大使	クック諸島
在サモア日本国大使	サモア独立国
在ソロモン日本国大使	ソロモン諸島
在ツバル日本国大使	ツバル
在トンガ日本国大使	トンガ王国
在ナウル日本国大使	ナウル共和国
在ニュージーランド日	ニュージーランド(在オークランド日
本国大使	本国総領事の管轄区域を除く。)
在オークランド日本国	ニュージーランド(北島のワイトモ、
総領事	ルアペフ、タウポ、ワカタネ及びオポ
	ティキの各地区以北の地域に限る。)
在バヌアツ日本国大使	バヌアツ共和国
在パプアニューギニア	パプアニューギニア独立国
日本国大使	